

第6の1関係 別記第1号様式

第 年 月 日

森林計画関係情報に関する利用申請書
(多摩森林計画区)東京都産業労働局
森林事務所長 殿

住 所

森林所有者本人による署名

氏 名

TEL ()

e-mail

利用許諾条件に同意の上、下記により森林計画関係情報の利用を申請します。

記

利用の目的	(例) 所有森林の管理のため、等
区 分	1. 本人（代理人含む） 2. 本人以外 3. 行政機関等 4. 都民等 5. その他
使用する場所 (住所を記載してください)	自宅等の住所を記載
必要な地域 (市町村名に○をつけてください)	1：市町村全域 八王子市、青梅市、調布市、町田市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、 稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町 2：市町村の一部（別紙 1-1、1-2、1-3 のいずれかに必要事項を記載願います）
利用しようとする森林情報 (番号に○をつけてください)	1：森林簿（個人情報 有・無） ※個人情報の提供には条件があります。 2：森林計画図（形式 PDF・SHP） 該当する項目（個人情報 有・無）、（形式 3：収穫予想表 PDF・SHP）に○をつけてください
利用期間	利用承認の日から 年 月 日まで 利用期間は申請年度末までとなります
添付資料 (番号に○を付けてください)	1：委任状 2：同意書 3：その他（)

☒ 裏面の利用許諾条件を確認の上、同意する。

(□に✓を付けてください)

(両面出力の上、提出すること)

利用許諾条件

(利用上の留意点)

- 1 森林計画関係情報(以下、「森林情報」という。)は、地域森林計画等の樹立又は変更のための基礎資料として、必要な範囲で聞き取り調査や関係資料等の照合により作成したものであり、林況及び所有界等について実測又は現地確認を行っているものではなく、正確なものではない。
- 2 森林情報は、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明する資料ではない。また、森林情報に記載している地番・森林所有者名・面積等は登記簿等と整合性を図っているものではなく、証明能力があるものではない。
- 3 申請時点の情報であり、予告なく更新されることがある。
- 4 東京都は、森林情報の利用により生じた損害等に対して一切の責任を負わない。

(遵守事項 全般)

- 5 申請者は、申請目的以外に森林情報を利用しない。
- 6 申請者は、森林情報を必要以上に複製、改変、又は印刷しない。
- 7 申請者は、森林情報(複製又は改変した場合はその資料を含む。)を自らの所有する又は賃貸借契約により専ら使用できる家屋及び事務所等に保管するものとし、「森林所有者名」「土地所有者名」の項目が含まれる森林簿については外部に持ち出して使用してはならない。
- 8 申請者が個人の場合は、同一の居住地又は世帯内の3親等まで、申請者が法人等の場合は、所在及び建物を同一にする事業所内の職員まで使用することができる。
- 9 申請者は、提供された森林情報に関して口外してはならない。また、申請者は、前項に規定する者以外の者からの問合せがあった場合、対応してはならない。
- 10 申請者は、複製、改変、又は印刷したものを廃棄する場合は、セキュリティの保持のため、裁断処理等を行わなければならない。

(遵守事項 電子データ利用時)

- 11 申請者は、情報セキュリティの観点から、以下と同等以上の対策を講じなければならない。
 - (1) 森林情報を利用するコンピュータにはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルが常に最新のものとなるよう運用するとともに、チェーンロックを施す等、確実な盗難対策を実施すること。
 - (2) 森林情報を利用するコンピュータに第三者がアクセスできないようログインパスワードを設定し、定期的に変更すること。
- 12 申請者は、提供された電子データを使用して作成した成果物及び業務途中で作成された中間成果物(以下、「成果物等」という。)を、東京都からの求めに応じて無償で提供しなければならない。
- 13 申請者は、成果物等を適正に管理するために、提供された電子データと異なるファイル名をつけないなければならない。
- 14 申請者は、東京都から遵守状況に関する立ち入り検査を求められた場合、これに応じなければならない。
- 15 申請者は、立ち入り検査の結果により、東京都から是正措置を求められた場合は、速やかに対応し、報告しなければならない。
- 16 利用者は、利用期間が終了した場合は提供された森林情報を消去すること。また、提供された森林情報及び成果物等のうち提供された森林情報に関連する部分を消去し、東京都が指定する様式を提出しなければならない。
- 17 申請者は、提供された電子データを保存し使用していたコンピュータ等の内部の閲覧を東京都から求められた場合は、これに応じなければならない。